

UBS SuMi TRUST 信託ウェビナー

# 遺言の必要性・作成方法について

2021年12月

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社



SUMITOMO MITSUI  
TRUST BANK

# 遺言の必要性・遺言の作成方法

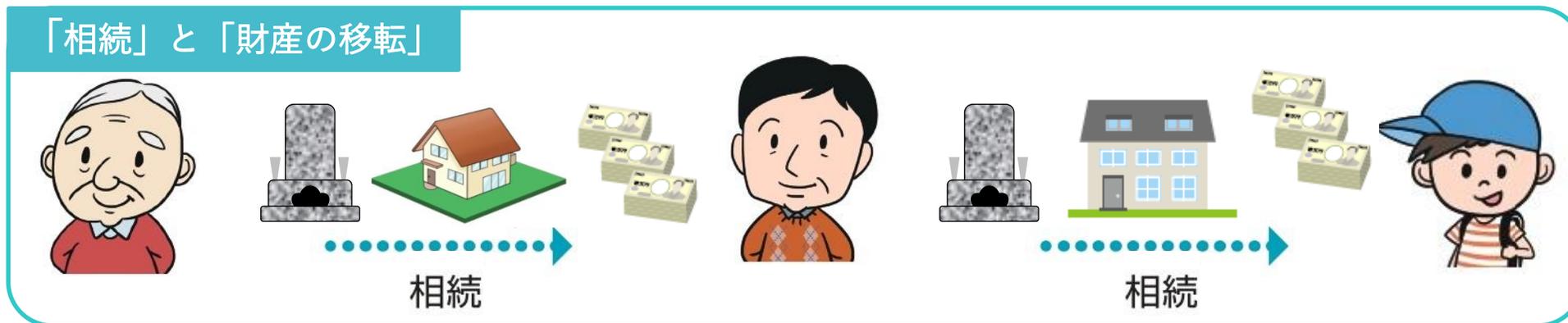
2021年12月

三井住友信託銀行  
ウェルス・マネジメント部  
上級主席財務コンサルタント 伊藤 昌之

# 第一部 遺言の必要性について

# 遺言を作成しておくメリット

遺言とは、自分が亡くなった後、財産の分け方を明記した法律的に効力を持つ文書



ない

遺言

ある

- 相続人全員による遺産分割協議が必要
- 生前の願いがあっても具体的に伝わらない

相続人の中のトラブルの原因に  
**全員参加・全員同意**は簡単ではない・・・



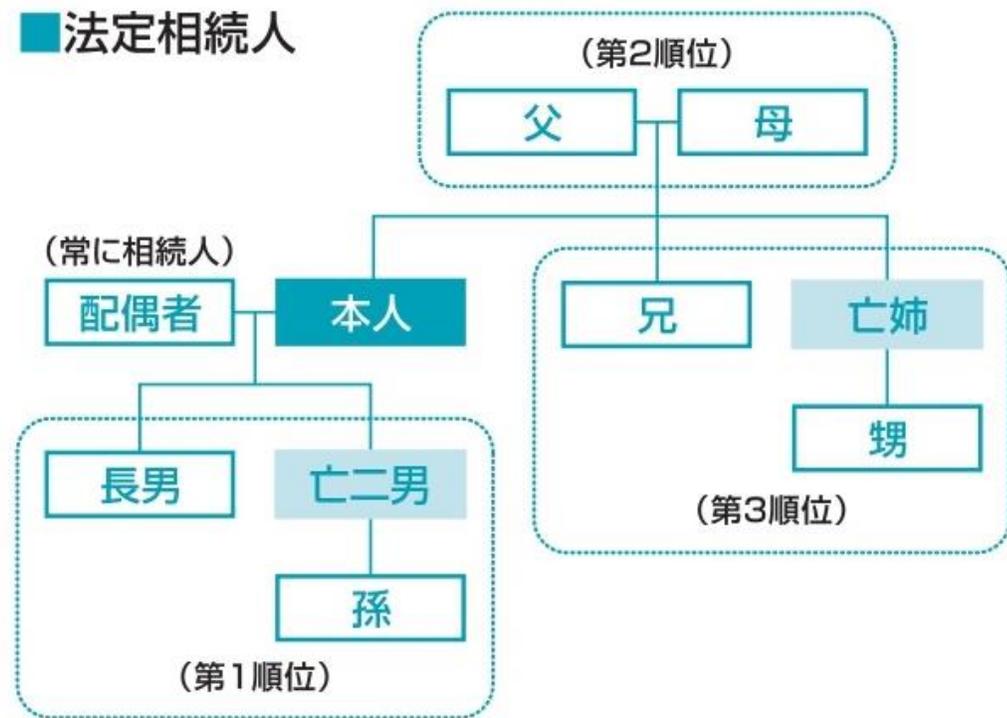
- 相続人全員による遺産分割協議が不要
- 生前の願いを具体的に伝えられる

相続人の相続手続きの負担を軽減  
遺産分割における争いを防止



# 遺言作成が特に必要なケース

## ■ 法定相続人



## ■ 法定相続分と遺留分

相続人	法定相続分		遺留分	
配偶者と子 (または孫)	配偶者 $\frac{1}{2}$	子 (孫) $\frac{1}{2}$	配偶者 $\frac{1}{4}$	子 (孫) $\frac{1}{4}$
配偶者と父母 (または祖父母)	配偶者 $\frac{2}{3}$	父母 (祖父母) $\frac{1}{3}$	配偶者 $\frac{1}{3}$	父母 (祖父母) $\frac{1}{6}$
配偶者と兄弟姉妹 (または甥・姪)	配偶者 $\frac{3}{4}$	兄弟姉妹 (甥・姪) $\frac{1}{4}$	配偶者 $\frac{1}{2}$	兄弟姉妹 (甥・姪) なし
配偶者のみ	全部		$\frac{1}{2}$	
子 (または孫)のみ	全部		$\frac{1}{2}$	
父母 (または祖父母)のみ	全部		$\frac{1}{3}$	
兄弟姉妹 (または甥・姪)のみ	全部		なし	

※子、直系尊属、兄弟姉妹について同順位の相続人が複数いる場合は、相続分を均等に人数で割ります。

# 遺言作成が特に必要なケース

- 子どもがいない

---

- 相続人の一部に財産を特別に多く与えたい

---

- 相続人以外に与えたい  
(例)相続人とならない孫や兄弟姉妹、子の配偶者、事実婚で籍を入れていないパートナー、生前世話になった第三者、など

---

- 寄付など社会貢献をしたい

---

- 相続人同士が、遺産分割協議が困難な関係にある  
(例)先妻の子と後妻の子がいる、高齢になってから再婚した、など

---

- 相続財産を分割しにくい  
(例)相続財産の大部分を不動産が占めている、など

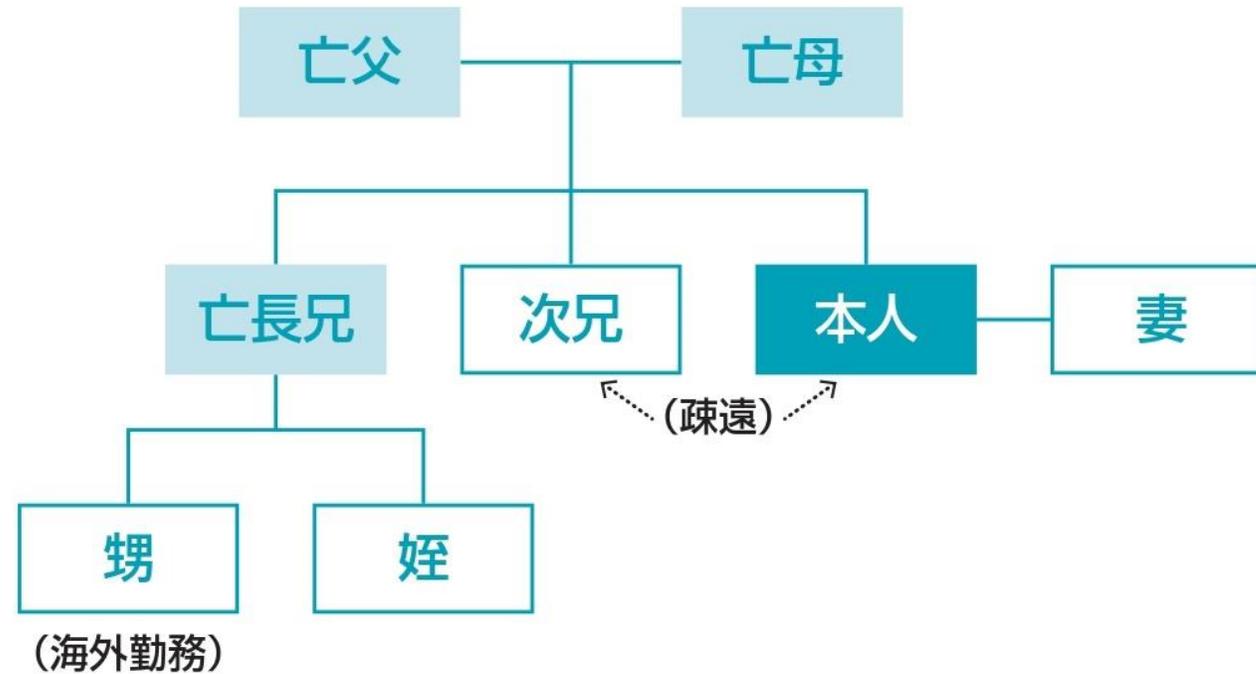
---

- 法定相続人がいない

---

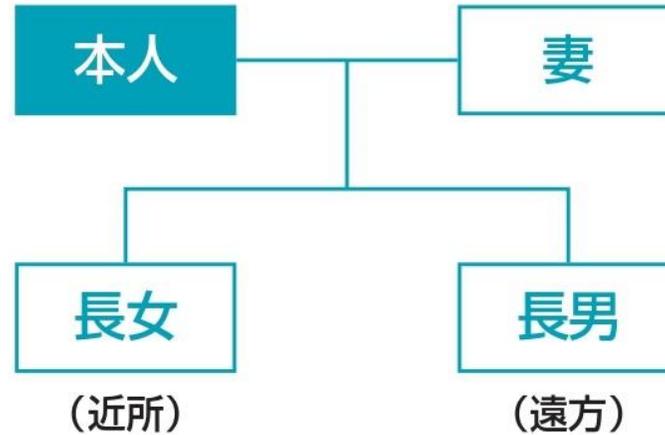
など

# 【事例1】子どもがいない



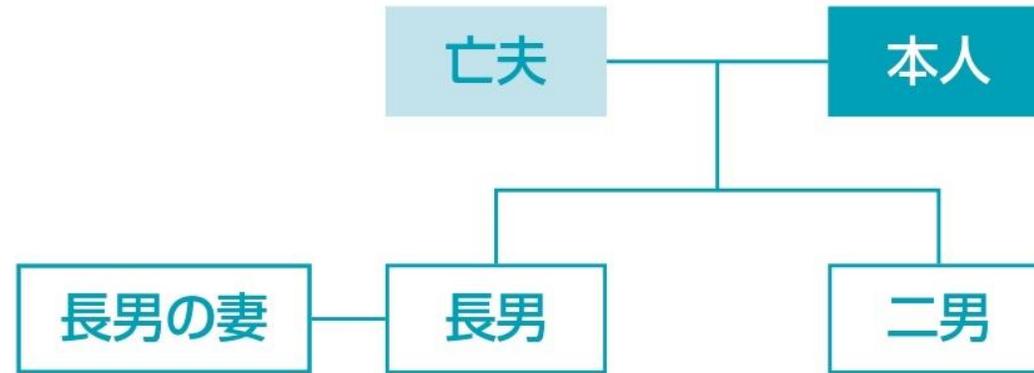
- ✓ 配偶者に全てを相続させたい
- ✓ 次兄と疎遠、海外勤務の甥がおり分割協議が困難

## 【事例2】 相続人の一部に財産を特別に多く与えたい



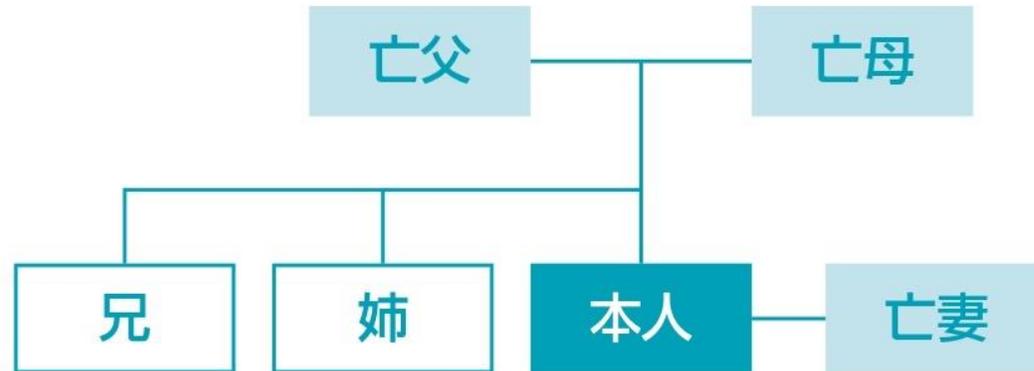
- ☑ 要介護の妻(施設入居を拒んでいる)と、近所に住む長女、遠方で暮らす長男がいる
- ☑ 自分が亡くなったら、長女に妻の面倒を看てもらいたい

## 【事例3】 相続人以外に与えたい

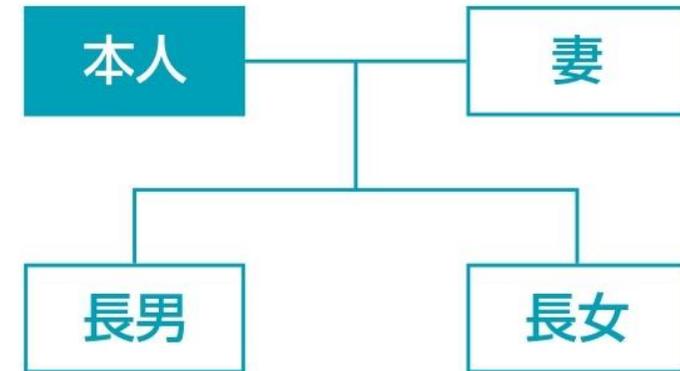


- ✓ 長男家族は同居しており、長男の妻は自分の介護をよくしてくれている
- ✓ 長男の妻には感謝している

## 【事例4】 相続人以外に与えたい



- ✓ 亡妻が難病で苦しんだので  
難病の研究に財産の一部を役立てたい

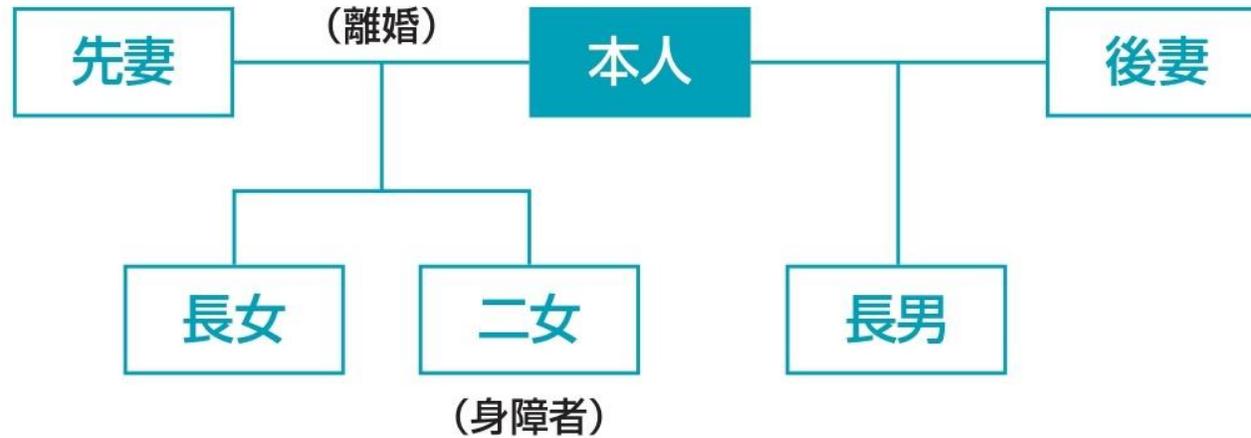


- ✓ 飢えに苦しんでいる子供たちに  
財産の一部を役立てたい

### 遺贈による寄付で社会貢献

- ✓ 母校の教育環境の整備に役立てれば…
- ✓ 地域社会の福祉増進のために…
- ✓ 恵まれない交通遺児の生活資金や奨学金のため…
- ✓ 目の不自由な人たちの少しでも手助けになれば…

## 【事例5】 相続人同士が、遺産分割協議が困難な関係



- ✓ 長女と後妻の折り合いが悪い
- ✓ 後妻も年齢とともに心身とも弱ってきている（介護の必要も懸念されます）
- ✓ 先妻との間の子と長男が不仲（円滑な遺産分割協議に懸念があります）
- ✓ 後妻に自宅や生活資金を、二女に生活資金を手厚く遺したい

## 第二部 遺言の作成方法等について

# 代表的な二つの遺言作成方法

## 公正証書遺言と自筆証書遺言

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2名以上の証人の立会いのもと、遺言の内容を公証人に伝え、公証人が公正証書として作成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺言の全文、日付および氏名を自書し、押印する。 ただし、自書によらない財産目録を添付することができる。<sup>※2</sup></li> <li>●相続開始後、家庭裁判所で「検認」(遺言書の証拠保全手続き)を受けることが民法で義務づけられている。<sup>※3</sup></li> </ul>
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公証人が作成するので、<u>手続き上無効になるおそれが極めて少ない</u></li> <li>●偽造・変造・隠匿・紛失のおそれがない</li> <li>●家庭裁判所の「検認」が不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●誰にも知られずに作成できる</li> <li>●書き換えが簡単</li> <li>●費用がかからない<sup>※3</sup></li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●立会い証人<sup>※1</sup>が2名以上必要</li> <li>●公正証書作成費用がかかる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●形式不備や、内容が不明確になることが多く、後日トラブルが起きやすい<sup>※3</sup></li> <li>●作成時の本人の状況を第三者が確認していないことが多く、遺言が無効となるおそれがある</li> <li>●偽造・変造・隠匿・紛失のおそれがある<sup>※3</sup></li> </ul>

※1 推定相続人・受遺者などは証人になることができません。証人は遺言の内容を知ることになるので誰に依頼するのか(できるのか)を考える必要があります。

※2 自書によらない財産目録を添付する場合は、目録の毎葉に署名、押印が必要です。

※3 2020年7月10日に実施することが決定した「法務局における自筆証書遺言の保管制度」を利用する場合は法務局が形式上の不備を確認した遺言書を保管することとなり遺言書の検認が不要とされます(保管制度の利用には費用が発生します)。なお、法務局での確認は遺言書の法的な有効性などの内容まで審査される仕組みとはなっていないため、留意が必要です。

- ✓ 遺言が無効となるリスクを回避するには、公正証書で作成することが妥当
- ✓ 公正証書作成の際は、信頼のおける証人2名を確保する必要がある

# 民法（相続法）改正に伴う自筆遺言に関する見直し

2018年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立し、同年7月13日に公布されました。同時に「法務局における遺言書の保管等に関する法律」も成立しています。

## 1. 自筆証書遺言の方式緩和（2019年1月13日～）

財産目録については、自書することを要しないものとする。目録の形式について特段の定めはないが、財産目録の各ページには署名押印する必要がある。

## 2. 自筆証書遺言の法務局における保管制度の創設（2020年7月10日～）

保管の対象となるのは、自筆証書遺言のみで、封のされていない法務省令で定める様式に従ったものとされる。

遺言書保管の申請は、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所の遺言書保管官（法務大臣指定の法務事務官）に対して行なう。

また、遺言書保管所に保管されている遺言書については、遺言書の検認の規定は適用されない。

# 遺言を作成する前に知っておきたいこと

## 1. 遺言能力

遺言は、意思能力がなければ作成できない

## 2. 遺留分への配慮

財産の分け方は遺言で自由に決められるが、遺留分には十分配慮

## 3. 付言事項で想いを伝える

なぜこのような遺言を残したのか、「想い」を伝える

## 4. 遺言執行者の指定

遺言で知識・経験が豊富で、相続人に中立な立場の人を指定しておけば安心

## 5. 遺言は何度でも書き直せる

財産・相続人・想いの変化に応じた見直しを行うことが大切

### ■遺留分侵害額請求

遺留分を侵害されている相続人は、遺留分を侵害している他の相続人等に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができます。

### ■遺言執行者

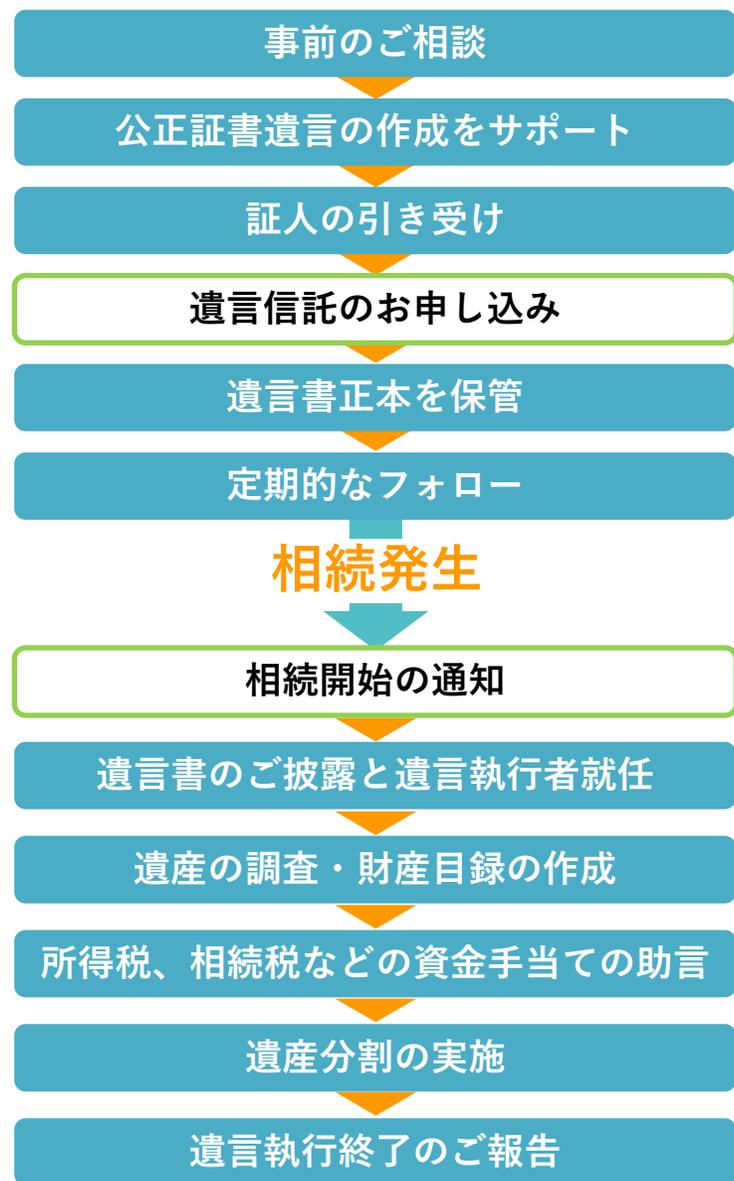
遺言の内容を実現するために、一定の行為を行う職務および権限をもつ者をいいます。遺言で指定することができます。

→事務処理能力や責任感に疑義のある人には任せられません。

※遺言執行者には法人も就任することが可能です。  
三井住友信託銀行は、法人として、長きにわたり数多くの遺言を執行してきました。

✓ 遺言は早くに作り、財産・相続人・想いなどの変化に応じて見直しを行うことが重要

# 三井住友信託銀行の遺言信託について



## 遺言信託で、遺言を確実に実現

### 遺言信託(執行コース)手数料等

(税込)

	プランⅠ (基本手数料を抑えたプラン)	プランⅡ (お支払い総額を抑えたプラン)
お申込時 <sup>※</sup>	基本手数料：330,000円	基本手数料：880,000円
遺言書保管中	遺言保管料：毎年6,600円	遺言保管料は無料です。
遺言書変更時 <sup>※</sup>	変更手数料：55,000円	変更手数料：55,000円
遺言執行時	当社所定の遺言執行報酬を 申し受けます。 (最低報酬額：1,100,000円)	当社所定の遺言執行報酬を 申し受けます。 (最低報酬額：330,000円)

※別途、公正証書作成費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用等が必要になります。

### 財務コンサルタントが総合的にサポートします

- 相続人やご資産全体を確認し、ご資産の組み換えを含め、ご意向に沿って総合的にアドバイス。
- 遺言の作成をサポート
- 公正証書作成の際の証人として立会い
- 定期的なフォロー（遺言内容の見直しをサポート）
- 遺言執行者として遺産分割の手続きを実施

# 留意事項

1. 本資料は、当社内の所定の広告審査を経たものです。
2. 本資料に基づく当社からの提案につきましては、貴社（あるいはお客さま）自らその採否をご判断ください。
3. 本資料における当社からの提案を貴社（あるいはお客さま）が採用されない場合であっても、当社との他のお取引について貴社（あるいはお客さま）が不利益な取扱いを受けることはありません。また当社は本資料における提案を貴社（あるいはお客さま）が採用されることを貴社（あるいはお客さま）との他のお取引の条件とすることはありません。
4. 本資料は作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
5. 本資料に含まれる提案を実行する場合、一定のリスク・手数料・諸費用などが発生する場合がありますので予めご了承ください。
6. 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承下さい。
7. 本資料はコンサルティング業務の一環として提供するものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務相談、税務申告の代理、申告書作成等税務書類の作成に当たっては、貴社（あるいはお客さま）の弁護士、会計士、税理士、または格付機関等と、事前に十分にご相談頂くようお願い申し上げます。
8. 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社もしくは執筆者の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
9. 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
10. 本資料に記載された情報は機密事項であり、その権利は当社に帰属します。かかる情報は貴社（あるいはお客さま）や貴社（あるいはお客さま）の弁護士、会計士、または税理士等の専門家への相談のみに作成されており、貴社（あるいはお客さま）は当社の同意なく複製や第三者への開示を行うことは禁止されています。
11. 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、貴社（あるいはお客さま）が作成した写しは破棄されるものとします。貴社（あるいはお客さま）及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日 2021年10月4日

当セミナーはUBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社が主催いたしました。

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社は所属信託会社である三井住友信託銀行の信託契約代理店、併營業務代理店として媒介を行います。これらは代理行為を行うものではありません。いかなる名目によるかを問わず、各代理業務においてお客様から金銭もしくは有価証券の預託を受けません。

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社で扱う金融商品には金利、通貨の価格、金融商品市場における相場、その他の指標にかかる変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあります。上記の手数料等およびリスク等は商品毎に異なりますので、詳細は当該商品等の契約締結前交付書面等をお読みください。

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3233号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会